

韮崎市（選管）告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による直接請求をすることのできる選挙人名簿登録者の一定数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

韮崎市選挙管理委員会  
委員長 下村 貞俊

直接請求のできる選挙人名簿登録者の一定数

選挙人名簿登録人員総数に対する一定数の割合	直接請求の種類	選挙人名簿登録者人数の一定数
50分の1の数	市の条例の制定若しくは改廃の請求、監査の請求又は合併協議会設置の請求	472人
6分の1の数	合併協議会設置協議について住民投票の請求	3,932人
3分の1の数	市の議会の解散の請求又は市長、市の議会の議員、副市長、市の選挙管理委員会の委員、市の教育委員会の委員の解職請求	7,863人